○配偶者暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の被害者に関する個人情報保護のための支援措置実施要領

平成28年１月29日

子　対　第　８４号

警　察　本　部　長

配偶者暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の被害者に関する個人情報保護のための支援措置実施要領の制定について（通達）

配偶者暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等に係る支援措置については、市町村と連携して対応しているところであるが、国土交通省における登録自動車の登録事項等証明書の交付事務、軽自動車検査協会における検査記録事項等証明書の交付事務等についても類似の措置が執られることとなったことに伴い、配偶者暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等に関する事務取扱要領の制定について（平成16年生安第2352号）の全部を別添のとおり改正し、平成28年２月１日から運用することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

配偶者暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の被害者に関する個人情報保護のための支援措置実施要領

第１　趣旨

この要領は、配偶者暴力事案、ストーカー事案及び児童虐待事案並びにこれらに準じる行為（以下「配偶者暴力事案等」という。）の被害者に係る個人情報の保護に関し、市町村が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付等（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）を、運輸支局、自動車検査登録事務所等（以下「運輸支局等」という。）が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第22条の規定に基づく登録事項等証明書の交付を、軽自動車検査協会の事務所又は支所（以下「軽検協事務所等」という。）が道路運送車両法第72条の３の規定に基づく検査記録事項等証明書の交付を制限する支援措置（以下「支援措置」という。）をそれぞれ適切に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)　配偶者暴力事案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第１条第２項に規定する被害者が、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある事案をいう。

(2)　ストーカー事案

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第６条に規定するストーカー行為等の被害者が、更に反復してつきまとい等をされるおそれがある事案をいう。

(3)　児童虐待事案

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第２条に規定する児童虐待を受けた児童が、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある事案をいう。

(4)　支援措置実施機関

市町村、運輸支局等及び軽検協事務所等をいう。

第３　支援措置の対象事案

支援措置の対象となるのは、配偶者暴力事案等に該当し、かつ、加害者において被害者の住所を探索する目的で、当該被害者若しくは当該被害者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められる事案又は当該被害者若しくは当該被害者と同一の住所を有する者（以下「被害者等」という。）が所有者若しくは使用者である登録自動車若しくは軽自動車に係る証明書の交付請求を行うおそれがあると認められる事案（以下「対象事案」という。）とする。

第４　対象事案を認知した場合の措置要領

１　被害者等からの警察安全相談等により認知した事案

(1)　支援措置制度の教示等

警察署長は、警察安全相談等により配偶者暴力事案等を認知した場合は、各支援措置の対象事案の該当性を判断し、対象事案であると認めたときは、支援措置について被害者等に教示するとともに、その申出の意思を確認すること。

(2)　被害者等が支援措置を求めた場合の措置

ア　支援措置実施機関への連絡

警察署長は、被害者等が支援措置を求める支援措置実施機関に対し、被害者等が支援措置を要望している旨及び被害者等が支援措置の対象者としての要件を満たすものと認められる旨を相談受理者にあらかじめ電話等により、連絡させること。

イ　支援措置申出書等の取扱い

警察署長は、被害者等が支援措置実施機関において、支援措置の申出に必要な書面として定めた書類（以下「支援措置申出書等」という。）を持参した場合は、受理した者に速やかにその旨を当該支援措置実施機関に電話等により連絡させるとともに、支援措置申出書等に警察署長の意見を付して、埼玉県警察公印規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第14号）別表に規定する埼玉県警察署長印を押印した上で被害者等に交付し、当該支援措置実施機関の窓口に提出するよう教示すること。

なお、警察署長の意見を付する前に、被害者等が支援措置申出書等を直接支援措置実施機関に提出した場合には、支援措置実施機関に対し、当該支援措置申出書等を警察署に送付するよう依頼すること。

ウ　援助申出書の提出要請

配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者から支援措置の申出があった場合には、当該支援措置は、配偶者暴力防止法第８条の２又はストーカー規制法第７条に基づく警察本部長等の援助として位置付けているため、配偶者暴力事案については配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第18号）第２条の規定に基づく援助申出書、ストーカー事案についてはストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）第14条の規定に基づく援助申出書の提出をできる限り求めるものとする。

なお、配偶者暴力事案及びストーカー事案以外の事案の被害者については、援助申出書と同様の文書の提出を求めることを要しないものとする。

(3)　被害者等が後日支援措置を求めた場合の措置

認知時に支援措置を求めなかった被害者等が後日、支援措置実施機関に対して、直接支援措置を求めた場合は、申出があった支援措置実施機関から警察署長の意見を求められることがあるため、あらかじめ被害者等に対して、支援措置実施機関から警察に対し意見照会がなされたときには、警察で相談を受理していることについて回答することがあり得ることを説明し、同意を得ておくものとする。

(4)　児童虐待事案に係る支援措置実施機関から意見を求められた場合の措置

警察が対応した児童虐待事案に関し、支援措置実施機関から支援措置の対象者に該当するか等について確認がなされた場合は、児童相談所が児童虐待防止法第６条に基づく通告の受理機関であり、その後の調査及び支援に加え、当該児童と保護者の生活の分離及び面会の制限に関する権限を有しており、支援措置についての支援措置実施機関の意見聴取先は、児童相談所長が適当であることから、児童通告を行った児童相談所を教示の上、当該児童相談所長に確認を行うように伝えること。ただし、当該被害者等からの相談の有無、保護した事実等警察における取扱状況について支援措置実施機関から回答を求められた場合には、回答することについて同意を得ることが適当な者から同意を得られた範囲内において、適切に回答すること。

２　支援措置実施機関からの意見照会等により認知した事案

警察署長は、過去に当該被害者について相談その他の対応を行った経緯がない未把握の

事案について、支援措置実施機関から支援措置申出書等が送付され、警察署長の意見を求められた場合には、当該支援措置申出書等の相談機関等の意見欄に記名及び押印せず、いずれの項目も選択せずに返送することとして差し支えないものとする。ただし、事案の内容から重大な事案に発展するおそれがあるときには、支援実施機関と連携の上、被害を防止するために必要な措置を講じること。

3　支援措置の実施に係る対応の記録

配偶者暴力事案等における被害者等に対する支援措置制度の教示、支援措置実施機関に対する意見提出等を行った場合には、当該被害者等から支援措置の要望を受けた経緯、当該支援措置実施機関に意見を提出した状況等について、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる相談情報管理業務実施要領（令和８年広報第30号）に規定する相談情報管理業務又は相談情報管理業務及び警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる人身安全関連事案に係る情報管理業務実施要領（令和８年人対第131号）に規定する配偶者暴力事案情報管理業務、ストーカー事案管理業務若しくは児童虐待事案情報管理業務に登録し、記録しておくこと。

第５　支援措置実施機関との調整

１　各支援措置が円滑に進められるよう、あらかじめ支援措置実施機関と実施要領、連絡体制等について申し合わせておくこと。

２　情報の取り扱いについては、支援実施機関に次の事項を申し入れるなどして、調整を図ること。

(1)　支援措置に係る部門のみならず、個人情報を保有する支援措置実施機関の各部門において特定個人からの支援措置の申出について情報を共有し、外部からの照会には回答しないこと。

(2)　支援措置申出者の情報に係る申出等があった場合には、成り済ましの可能性があることを念頭に置き、本人確認、使用目的等を厳格に審査すること。

実施日

この通達は、平成28年２月１日から実施する。

実施日（平成30年１月19日子対第41号）

この通達は、平成30年１月29日から実施する。

実施日（令和３年３月31日人対第255号）

この通達は、令和３年４月１日から実施する。

実施日（令和３年８月25日人対第809号）

１　この通達は、令和３年４月１日から実施する。〔後略〕

実施日（令和８年１月30日広報第39号）

この通達は、令和８年２月２日から実施する。